

行政事業レビューシート (国土交通省)						
予算事業名	独立行政法人都市再生機構に対する補給金に必要な経費		事業開始年度	昭和52年度		作成責任者
担当部局庁	都市・地域整備局		担当課室	まちづくり推進課		課長 栗田 卓也
会計区分	一般会計		上位政策	都市再生・地域再生を推進する		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	独立行政法人都市再生機構法 附則第12条第1項第1号		関係する計 画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	地方都市において、地域社会の中心となる都市の開発整備を行い、全国的な人口及び産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上を図るため、都市再生機構が自ら実施する宅地の整備とあわせて、道路や小学校等を受託等によって整備することにより、早期に良好な都市環境を提供する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生機構の附則業務である旧地域振興整備公団の地方都市開発整備事業(地方都市のニュータウン整備等)のうち、公共施設(道路、公園、下水道等)や利便施設(小・中学校、幼稚園、保育所等)といった関連公共公益施設の立替費用の償還について、地方公共団体の財政負担を軽減するため、据置期間(10年間)中の利子を無利子とするために必要な経費の一部を国が機構に補給するもの(1/2を補給、残りの1/2は機構が負担。)</li> <li>・なお、平成12年度が無利子据置期間を10年とする立替施行の最終年度であるため(平成13~15年度までは無利子据置期間を5年とする立替施行、平成16年度以降は対象外。)、平成22年度で終了となる。</li> </ul>					
実施状況	平成19年度から平成21年度までに立替費用の利子補給を実施した地区数(施設数)は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度 : 5地区(5施設)</li> <li>・平成20年度 : 4地区(5施設)</li> <li>・平成21年度 : 3地区(4施設)</li> </ul>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	15	17	9	5	0
	執行額	15	11	7		
	執行率	96.4%	62.2%	75.0%		
	総事業費(執行ベース)	29	21	14		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     ※予算要求時点で想定されていた金利に比べ、経済情勢の悪化等により、執行時(交付申請時点)において実際の運用金利が下がっていたため、執行率が低下している。                 </div>						
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の補給金の額に関しては、「後年度負担額調べ」により、国が分担する据置期間中の利子に係る立替額・償還額等について把握。</li> <li>・また、地方公共団体と都市再生機構との間で締結された「整備に関する委託等契約書」及び「委託費支払契約書」により、支出先及び立替額等を確認。</li> <li>・独立行政法人都市再生機構補給金(地方都市開発整備業務)交付要綱に基づく、都市再生機構からの交付申請書類を受けて、交付決定。</li> </ul>				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該予算は過去の約束事項に基づいた分担額を予算措置するものであり、義務的な経費である。</li> <li>・当補給金については、平成12年度が無利子据置期間を10年とする立替施行の最終年度であるため、平成22年度で終了となる。</li> </ul>				
予算監視の効率化	<b>【事業廃止】</b> 当補給金については、平成22年度限りで終了する事業であり、廃止。					
補記	<b>【予算科目】</b> ・056 都市・地域づくり推進費 (平成21年度予算額) (平成21年度決算見込額) ・95 都市・地域作りの推進に必要な経費 ・95016-2405-16 地方都市開発整備業務補給金 9百万円 7百万円 ※ 平成22年度限り終了。					

国土交通省  
7百万円

公共施設(道路、公園、下水道等)や利便施設(小・中学校、幼稚園、保育所等)といった関連公共公益施設の立替施行に係る地方公共団体から回収する資金において、据置期間中に無利子の措置をとった場合の利子の1/2を補給

↓  
【補給金】

A. (独)都市再生機構  
7百万円

公共施設(道路、公園、下水道等)や利便施設(小・中学校、幼稚園、保育所等)といった関連公共公益施設の立替施行に係る地方公共団体から回収する資金において、据置期間中に無利子の措置をとった場合の利子を負担  
(1/2は国から補給を受け、残り1/2は都市再生機構が負担)

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A. (独)都市再生機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
地方都市 開発整備 業務補給金	地方公共団体に対する関連公共 公益施設の立替費用の償還につ いて、据置期間中の利子を負担 (1/2は国から補給を受け、残り 1/2は都市再生機構が負担)	7			
計		7	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出さ  
 れている者につ  
 いて記載する。  
 使途と費目の  
 双方で実情が  
 分かるように  
 記載)